

～里帰り先で産後ケア事業を利用したい方へ～
産後ケア費用の一部助成を行います

利用できる方

下記のいずれかにあてはまる産後1年未満のお母さん
♪申請・利用の時点で名寄市に住民登録がある方
♪産後の体調や、育児に不安を感じている方
なお、医療行為が必要な方は利用できません。
流産・死産を経験されて1年未満の方もご利用になれます。

利用回数

市内、市外合わせて最大5回まで
通所型・訪問型を組み合わせ
利用できます。
※宿泊型は対象外

産後ケアの内容

♪お母さんの産後の体調のこと
♪乳房のセルフケアのこと
♪授乳や沐浴等の育児手技に
ついてのこと など

利用できる事業所

♪里帰り先の市町村が産後ケア事業を委託している助産院等
♪里帰り先の市町村で委託事業所がない場合は、近隣市町村から産後ケア
事業を委託している助産院等

問い合わせ：名寄市保健センター

住所：名寄市西2条北5丁目1番地25

電話：01654-2-1486



利用の流れ

1. 利用前に、保健センターで申請を行う

保健センターに来所、電話、電子申請(右記の二次元コード)のいずれかで産後ケア事業の申請を行い、市へ里帰り先で利用したい助産所等をお知らせください。

利用申請



2. 名寄市から利用施設に連絡

利用予定の助産所等に、里帰り先の市町村から産後ケア事業の委託を受けているか確認し、利用の可否について報告します。

3. 名寄市から利用決定を受ける

郵送等で、『名寄市産後ケア事業利用決定通知書』が届きます。

4. 助産所等に利用申し込みを行う

利用可とされた助産所等に予約してください。

5. 産後ケア利用後、利用料金を支払う

♪使用施設に直接、利用料金を全額お支払いください。

♪支払い金額がわかるもの(領収書)を受け取ってください。

※日程の変更(中止)で発生したキャンセル料は自己負担となります。

6. 助成金の申請

必要書類をご準備の上、電子申請(右記二次元コード)、または『名寄市産後ケア事業費用助成金交付申請書』を提出して申請を行ってください。

助成金申請



※申請期限:産後ケア最終利用日から1年以内

申請に必要な書類

- ♪名寄市産後ケア事業費用助成金交付申請書・領収書
- ♪母子手帳の産後ケア事業の利用がわかるページの写し

費用の助成額

利用施設で支払った産後ケア事業利用額から、自己負担額を差し引いた金額(申請額)、もしくは名寄市で定める助成限度額のいずれか低いほうの金額を払い戻します。

サービス種類	階層区分	助成限度額	自己負担額
通所型	課税世帯	7,000円	1,000円
	市民税非課税世帯・生活保護世帯	8,000円	0円